

持続可能な地域づくりプログラムの推進

計画の目指す「自然の叡智に学ぶ持続可能な循環型社会」の実現に向けた新たな視点からの取組として、「持続可能な地域づくりプログラム」を設定・推進していきます。

1 「持続可能な地域づくりプログラム」の目指すもの

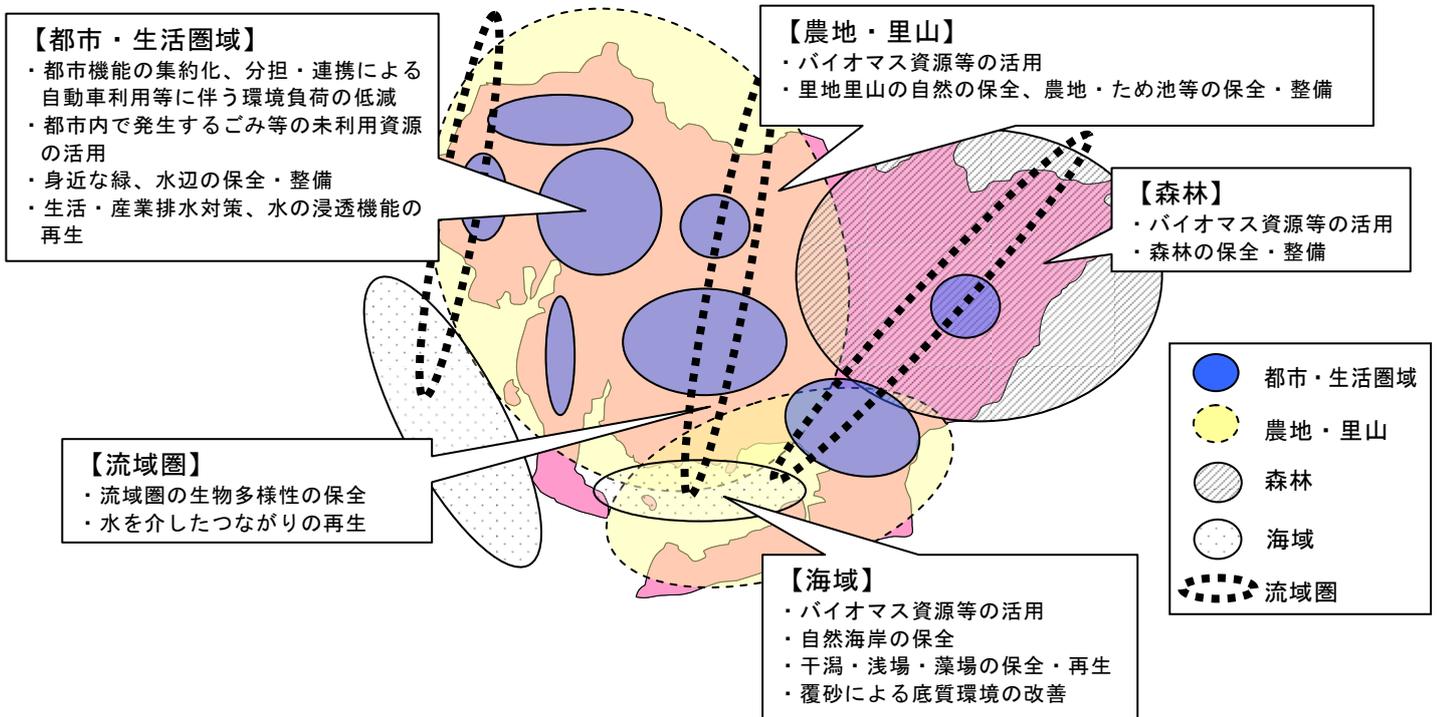
- 今日の環境問題は、日常生活や社会経済活動に起因していると同時に、地球温暖化や資源の枯渇など、その影響が地球規模に広がり、将来の世代にもわたるといった空間的・時間的な広がりを持っています。その解決には、現在の社会経済システムを持続可能なものに変革していく必要があります。
- そのためには、「地球温暖化の防止」、「資源の循環」、「自然との共生」等の取組を個々に進めるのみではなく、「都市構造のあり方」、「資源・エネルギーの利活用のあり方」、「農林水産業の有する多面的機能の発揮」など、地域づくりの様々な分野において、持続可能性という観点を織り込んでいく必要があります。
- このため、施策体系の5つの柱に掲げた施策を、持続可能な地域づくりという観点から様々な行政分野が連携して取り組む横断的なプログラムとして再構成し、「持続可能な地域づくりプログラム」として推進していきます。

2 「持続可能な地域づくりプログラム」の方向性

- ・ 「都市構造」について、自動車利用やエネルギー消費の抑制を図る観点から、機能の集約化と分担・連携を図る。
- ・ 「資源・エネルギーの利活用」を循環を基本としたものへ変革する。
- ・ 「森と緑」、「水」、「生物」を私たちの生存や社会経済活動を支える共有の社会資本として捉え直し、保全・再生するとともに、適切な利活用を図る。

持続可能な地域づくりプログラム

プログラム名	施策体系との関係					地域づくりにおける主な効果
	脱温 暖化	資源 循環	自然 共生	安全 安心	参加 協働	
①コンパクトで環境負荷の少ないまちづくり	○		○		○	○自動車利用の抑制 ○都市近郊の緑地や農地の保全 ○街のにぎわいの再生 など
②ゼロエミッション・コミュニティの形成	○	○			○	○ごみの減量化・資源の有効利用 ○エネルギー供給の多元化 ○環境ビジネスの創出 など
③山から街までの豊かな緑の実現	○		○		○	○大気・水の安定的な供給 ○美しい景観や安らぎの場の提供 ○土砂災害等の防止 など
④生きもののにぎわいの保全と再生			○		○	○自然環境の保全 ○食料等の生物資源の確保 ○農林水産業の活性化 など
⑤環伊勢湾の水循環の再生			○	○	○	○水質の改善 ○潤いのある生活空間の確保 ○水資源の確保 など



1 コンパクトで環境負荷の少ないまちづくり

【背景】

- 本県は、世界的な自動車の生産拠点であるとともに、自動車保有台数が全国一であるなど、自動車依存率が高い交通体系を特徴としています。
- また、本県では、自動車の普及と都市のスプロール化の進展により、中心市街地の空洞化が進むとともに、都市の拡散が顕在化しています。
- こうした都市構造は、自動車利用の増大に伴うエネルギー消費の拡大等を通じて環境に負荷を与えています。さらに、自動車を利用できない住民の生活利便性の低下、中心市街地の空洞化に伴うまちの歴史、文化の喪失といった様々な課題も生じています。
- さらに、今後の人口減少・超高齢社会の到来を見据え、既存の社会資本の有効活用を図るとともに、高齢者を含め誰もが自動車に過度に頼ることなく生活できる社会を形成していくことが求められます。
- このため、中心市街地や駅周辺の拠点地区に様々な都市機能を集約化し、誰もが暮らしやすく、エネルギー消費や環境負荷の少ないコンパクトなまちづくりを進めていくことが求められます。

【目指す姿】

- 住居や商業、医療、福祉等の様々な都市機能が、中心市街地や駅周辺の拠点地区に集まっており、生活に必要なサービスが歩いて移動できる範囲に確保され、自動車に過度に頼らない生活が定着しています。
- 新エネルギー、省エネルギー設備が取り入れられた住宅や建築物が普及しています。また、住宅や建築物の長寿命化が図られています。
- 徒歩や公共交通機関の利用を中心とした移動手段が確保され、また、地域の中で利用できるカーシェアリングや公共交通機関の活用と一体となったパーク・アンド・ライドなど、環境にやさしい自動車利用が普及しています。

【具体的な取組】

- **中心市街地への都市機能の集約**
 - ・ 中心市街地活性化法、都市計画法、大規模小売店舗立地法のまちづくり3法の適切な運用により、中心市街地への都市機能の集約を図ります。
 - ・ 「都市計画区域」の再編、「都市計画区域マスタープラン」の制定など、都市計画の総見直しを実施することにより、都市の健全な発展と秩序ある整備を図ります。
 - ・ 「あいち商店街アクションプラン」に基づき、「がんばる商店街推進事業費補助金」等の活用を通じて、商店街と市町村等を一体的・集中的に支援します。
 - ・ 「愛知県商業・まちづくりガイドライン」に基づき、市町村による大規模小売店舗の適正な立地誘導の促進、大規模小売店舗の出店情報の早期提供による事前協議の円滑化、企業の社会的責任としての地域貢献活動の促進を図ります。
 - ・ 都市構造と環境負荷の関係に関する情報の収集や提供を図ります。
- **街なか居住の促進**
 - ・ 「愛知県街なか居住推進ガイドライン」に基づき、市町村による街なか居住の計画づくり等の取組を支援します。

- ・暮らし・にぎわい再生事業等の各種制度を活用し、中心市街地における空き家、空き地の活用や既存建築物の活用など、市町村、民間やNPO、地域住民等による取組を支援します。
- ・市街地再開発事業、中心市街地共同住宅供給事業、街なか居住再生ファンド等を活用し、市町村、民間による住宅供給を支援します。

● 環境に配慮した住宅・建築物の普及促進

- ・市町村と協調した住宅用太陽光発電施設導入に対する助成や二酸化炭素を出さないという環境価値を証券化した「グリーン電力証書」の活用促進等により、太陽光発電の普及拡大を図ります。
- ・建築物総合環境性能評価システム（CASBEE）の仕組みを活用し、愛知らしい環境共生住宅に関する基準を定めるとともに、環境共生住宅等を認定・表彰する制度の検討を進めます。
- ・「あいちエコ住宅ガイドライン」を活用し、県内キャラバン活動を実施するなど、普及啓発を進めます。
- ・県営住宅の建替えにあたり、モデル的な環境共生住宅の整備を行います。
- ・住宅や建築物の空間を活用した緑化推進方策の充実を検討するとともに、県有施設等の緑化を推進します。
- ・ヒートアイランド対策として、一定規模以上の建物に対する緑化の義務付けを含めた検討を進めるなど、建物の蓄熱抑制に効果のある建物緑化を推進します。

● 環境にやさしい交通体系の構築とエコモビリティライフの推進

- ・バリアフリー化や歩道拡幅の推進など、歩行者空間の整備を進めます。
- ・自転車道・自転車駐車場の整備や自転車レンタル事業実施マニュアルを活用した市町村における自転車レンタル事業の導入の働きかけなど、自転車利用を促進します。
- ・バス事業の活性化に対する国、市町村との協調補助や、サイクル・アンド・ライド、パーク・アンド・ライドの促進など、公共交通機関の利用促進を図ります。
- ・カーシェアリングやエコドライブの促進など環境にやさしい自動車利用を進めるとともに、エコカー導入への助成など、エコカーの普及拡大を進めます。
- ・ETCや道路交通情報システムの整備促進や、特定非営利活動法人ITS Japanの「環境ITS」プロジェクトへの参画など、ITSの活用を図ります。
- ・「あいちエコモビリティライフ宣言」の採択・発信や様々な啓発事業の実施、リニモ沿線をモデル地区とした公共交通機関の利用促進に向けた取組の推進など、環境にやさしい交通行動を軸とする新しいライフスタイル（エコモビリティライフ）の実現を目指し、市町村や交通事業者等と連携しつつ、地域を挙げた取組を進めます。

● 市町村の取組の支援

- ・誰もが安全かつ快適に移動しやすく、中心市街地が賑やかで、都市機能を効率的に利用でき、環境負荷の低減にもつながる「未来型まちづくり」（愛知県の特徴を生かしたまちづくり）を県内市町村等と連携して推進します。

【背景】

- 社会全体で廃棄物の最終処分量を限りなくゼロに近付けるためには、地域社会や産業、経済の中に資源循環をシステムとして組み込み、資源循環がビジネスとして成り立ち、環境負荷の低減にもつながる仕組みを構築していくことが重要です。
- 本県には、人口、産業、都市機能の集積や豊かな自然環境の存在を背景に、様々な未利用資源が豊富に存在しています。
- また、モノづくり産業において、環境負荷の低減や資源の効率的な利用を図る高度な環境技術が集積しているとともに、産・学・行政の協働による資源循環の取組が継続的に展開されています。
- さらに、愛知万博では、会場内で発生したごみを活用し、エネルギー供給を行う世界初の試みが行われました。
- 本県では、こうした地域の様々なポテンシャルを生かし、持続可能な社会の形成を目指すため、「あいちゼロエミッション・コミュニティ構想」を平成19年3月に策定しました。
- この構想に基づき、リサイクル技術とエネルギー技術を県内各地の特性を踏まえて効果的に組み合わせることによって、未利用資源・エネルギーの地域内循環を進める新しいビジネスを創出・事業化し、これを県域全体へと広げ、地域社会におけるゼロエミッション・コミュニティの具体化を進めていきます。

【目指す姿】

- 廃棄物やバイオマス、自然エネルギー等を有効に活用したエネルギーシステムが構築されるなど、限られた資源の効率的な活用が実現し、快適な環境が保全された地域が実現しています。
- 未利用資源とエネルギーの効率的な活用や環境に配慮した製品づくり等を支える技術開発、事業開発が活発化するなど、愛知発の環境ビジネスが経済の成長と地域の活力を支え、地域を活性化しています。
- 身近なエネルギー源・廃棄物の有効活用や環境保全活動を通じた人と人のコミュニケーションの活発化など、環境に配慮したライフスタイルが新しい生活習慣として定着し、地域コミュニティの活性化と安全・安心の確保が図られています。

【具体的な取組】

- **ゼロエミッションの先導的な事業モデルの事業化**
 - ・ 「あいちゼロエミッション・コミュニティ構想」で示した9つの事業モデルをはじめとした先導的な循環ビジネスの事業化に向けた検討を進め、先導事例としていきます。
 - ・ 個々の事業モデルごとに有識者、企業、行政等で構成する検討会を設置し、システム計画・仕様等の事業スキームや、補助制度等の支援策の検討、事業可能性の有無等について具体的な検討・協議を進めていきます。
 - ・ 構想で示した9つの事業モデル以外の新規の事業モデルについて検討し、様々な事業モデルの事業化を進めます。

＜検討を進める具体的な事業モデルの例＞

①都心部における地域熱供給ネットワーク化構想

- ・都心部において近接する複数の熱供給プラントをネットワーク化し、相互の熱の融通・利用を検討 など

②バイオマスネットワーク事業

- ・家畜排せつ物をメタンガス化し、発生ガスの供給・利用、残渣のたい肥利用等を検討 など

③木質バイオマスの製鋼原燃料利用

- ・木くずを炭化する施設を設置し、製鋼業等での利用を検討 など

④工場排熱の鉄道によるオフライン輸送事業

- ・工場排熱を蓄熱タンクに蓄え、鉄道で輸送し、都市部の熱需要施設での利用を検討 など

● ゼロエミッション・コミュニティ形成に向けた意識の醸成

- ・ シンポジウムや講演会の開催による構想の理念の普及啓発や人材育成を図ります。

● 「あいちゼロエミッション・コミュニティ構想」の総合的推進

- ・ 構想の具体化に向け、大学や企業の有識者、行政の参加による「愛知県ゼロエミッション・コミュニティ構想推進委員会」において、構想で示した事業モデルの事業化に共通する手順や方策をまとめた推進計画を策定・推進します。
- ・ 「あいち資源循環推進センター」を拠点として、「循環ビジネス創出会議」、「エコタウン推進会議」の開催や、民間派遣の循環ビジネス創出コーディネーターによる事業化に向けた相談、指導等により、先導的・効果的な循環ビジネスの創出・発掘を図ります。
- ・ 先導的リサイクル施設の整備、循環ビジネスの事業化検討に対する助成を実施します。

3 山から街までの豊かな緑の実現

【背景】

- 森と緑は、地球温暖化の防止、水源かん養、生物多様性保全等の環境保全機能だけでなく、山崩れの防止、震災による火災時の延焼防止など多様な公益的機能を有しており、その恩恵は広く県民全体が享受していますが、近年、森林の荒廃や都市の緑の減少・喪失に伴う公益的機能の低下が危惧されています。
- 愛知県には、三河山間部を中心とする「森林」、名古屋圏を中心とする「都市の緑」、その中間に位置する「里山林」と、守るべき森と緑が多く存在しています。
- そこで、森や緑を県民共有の財産と明確に位置付け、「森林」、「里山林」、「都市の緑」を一体的に整備、保全し、県民全体で守り育てていくための新たな施策が必要です。
- 森と緑のための施策は可能な限り早期に、かつ、集中的に取り組む必要があるため、必要な財源を一定期間にわたり安定的に確保する必要があります。
- こうした認識の下、これからの森と緑づくりのために必要な施策とその費用負担のあり方についての検討を行うために設置した「森と緑づくりのための税制検討会議」の報告を踏まえ、県民の協力を得た、森と緑づくりのための新たな施策を展開していきます。

【目指す姿】

- 「山から街まで、緑豊かな愛知」が実現し、森や緑が持つ環境保全や防災、景観形成等の公益的機能が十分に高められ、県民が安心して快適に暮らしています。
- 県民、NPO、行政が協働、連携して森や緑の保全に取り組んでいます。

【具体的な取組】

● 新たな施策展開のための体制づくり

- ・ 新たな施策について周知し、円滑な事業の実施を図るため、平成20年度に各種説明会や啓発事業、森と緑づくりに関するモデル事業を実施します。
- ・ 森や緑の公益的機能の恩恵はすべての県民に及ぶこと等から、施策実施のための財源として、県民が広く負担する「あいち森と緑づくり税」（仮称）を平成21年度から導入し、本格的な事業を実施していきます。
- ・ 事業計画や事業の評価を検討するため、有識者による「あいち森と緑づくり委員会」（仮称）を設置するとともに、事業計画、進捗状況、成果等について積極的に公開していきます。

● 新たな施策の展開

- ・ 「あいち森と緑づくり委員会」（仮称）において事業計画を検討し、「放置された森林の再生」、「里山林の保全・活用」、「都市の緑の充実」、「緑と水の環境保全活動・環境学習の推進」の観点から、新たな施策を展開します。

＜検討を進める新たな施策＞

①放置された森林の再生

- ・ 林業活動では整備が困難な奥地や作業が困難な公道沿い等の人工林について、県が主体となった強度の間伐の実施
- ・ 新たな施策による森林整備に従事する技術者を養成するための技能講習・実地研修等の実施

②里山林の保全・活用

- ・ 地域の関係者が作成する計画に基づき、地域住民や団体等が実施するモデル的な里山林の整備について、市町村への助成
- ・ 利活用されなくなり、枯損木の発生や竹林の侵入等が生じている里山林について、市町村が行う緊急的な森林整備事業への助成
- ・ 整備に際し、林地の表土の流出等の危険性がある里山林について、県が主体となった整備

③都市の緑の充実

- ・ 都市に残された貴重な民有の樹林地について、市町村が公有地化して保全を図る場合の助成
- ・ 公園や緑地が少ない密集住宅市街地等において、市町村が防災機能を有し、生活の身近にある公園・緑地を重点的に整備する場合の助成
- ・ 民有地における敷地や屋上・壁面等の緑化を促進するための有効な支援制度を創設するなど、住民や事業者等の主体的な緑化活動に対する支援
- ・ 駅、公園、役場等の公共施設の沿道など、都市の顔となる地区において、景観形成に資する並木道の創出に対する助成
- ・ 植樹体験等を含む学習イベントの開催支援やボランティア育成のための講師派遣など、県民参加による緑化推進のための新たな普及活動の推進

④緑と水の環境保全活動・環境学習の推進

- ・ 緑の恩恵と緑化の大切さに対する理解を進めるため、小中学生向けの学習プログラムの作成、外部講師の派遣による小中学校における緑の環境学習の推進
- ・ 森林の水源かん養機能など、水と緑の恩恵を体感する環境学習活動への支援
- ・ 希少野生動植物の保護、里山における自然環境学習など、生物多様性の保全に資する活動について、自発的な活動の立ち上げや既存の活動を一層促進する取組への支援
- ・ 木材利用が森林整備の促進に貢献することへの理解を深め、県民全体で森林を支える機運を盛り上げるため、県産材を活用した児童・生徒用の木製机・椅子を導入する市町村への助成

【背景】

- 多様な生物とそれらが構成する多様な生態系を意味する生物多様性は、水源のかん養や温室効果ガスの吸収、災害の防止、安全な水の確保など、私たちの生存を支える基盤となるものです。また、食料や燃料、工業原料、レクリエーション資源等として有用な価値を持つとともに、山間地域や里山地域、沿岸地域等の地域特性に応じた伝統や文化を生み出す源泉ともなり、私たちの豊かな暮らしを支える貴重な財産でもあります。
- しかしながら、人口増加や経済成長に伴う人間活動の増大、農林水産業における担い手の減少や高齢化、人と自然とのかかわり方の変化、移入種による地域の生態系のかく乱等により、生物多様性が損なわれてきています。
- 本県では、貴重な自然の保護や身近な自然の保全、希少野生動植物の保護、有害鳥獣対策、移入種対策など、それぞれの課題に応じた取組を進めていますが、愛知県環境審議会から平成19年3月に答申された「今後の自然環境保全施策の基本的な方向」を踏まえ、「生物多様性の保全」を基本理念とした総合的・戦略的な施策展開を図っていきます。

【目指す姿】

- 森林、農地、水辺等の多様な環境において、その地域特性に応じた生物多様性が保全されるとともに、自然資源の持続的利用が可能な十分な質と量の自然環境が確保されています。
- 野生動植物の生息・生育数の維持、地域個体群間の交流を可能とする生態系ネットワークが形成されています。
- 本県の特徴ともいえる湧水湿地や特異な地形地質に依存している貴重な生態系が保全されています。

【具体的な取組】

● 生態系ネットワークの維持・形成

- ・ 愛知県国土利用計画や自然公園地域、森林地域、都市地域等の各種土地利用計画の策定段階において、生態系ネットワークの維持・形成に配慮します。
- ・ 自然公園法や愛知県立自然公園条例、自然環境の保全及び緑化の推進に関する条例に基づき指定した自然公園や自然環境保全地域等の優れた自然を生態系ネットワークの核となる重要地域（コアエリア）として保全します。
- ・ 生物多様性保全の観点から、特に優れた自然を有しており、その保全が必要な地域を調査・選定するとともに、必要に応じて自然環境保全地域に指定し、適切な保全を図ります。
- ・ 多自然川づくりの推進等を通じ、生物の移動経路（コリドー）を確保します。

● 希少野生動植物の保護等の推進

- ・ 希少野生動植物種の中でも、特に保護を必要とする種については捕獲や採取等を規制するとともに、特に生息・生育地の保全を必要とする種については環境改変行為、立ち入り等の規制を行う生息地等保護区を設定し、希少種の保護を図ります。

- ・ 生態系のかく乱等を引き起こす移入種について、放逐や植栽等を規制するとともに、移入種が与える影響等について、インターネットをはじめとする各種広報や「外来種捕獲手法マニュアル」の活用等により、普及啓発を図ります。
- ・ 希少野生動植物種の保護の必要性や、移入種が本県の生態系に及ぼす影響等について、県民の理解を深めるため、広く県民に周知を図ります。

● 野生鳥獣の保護管理の推進

- ・ 鳥獣保護事業計画に基づき、鳥獣保護区・休猟区の指定による狩猟の禁止・休止や、鳥獣保護員による監視、指導等により、野生鳥獣の保護を図ります。
- ・ 特定鳥獣保護管理計画に基づき、生息数の増加や生息域の拡大により、農林業被害等の原因となっているカモシカ、イノシシ、ニホンザル、ニホンジカの個体数の調整、被害防除対策等を推進します。
- ・ 防止対策モデル地域の活動支援や被害防止資材の導入に対する助成など、有害鳥獣による農林水産物被害の防止対策を進めます。

● 自発的な自然環境保全活動の促進

- ・ 希少野生動植物の保護、里山における自然環境学習など、生物多様性の保全に資する活動について、自発的な活動の立ち上げや既存の活動を一層促進する取組を支援します。
- ・ 「あいち環境学習プラザ」、「もりの学舎」、「あいち海上の森センター」、「弥富野鳥園」等において、環境学習を推進します。
- ・ 「あいちエコツアーガイド」の活用等によるエコツーリズムや、都市と農山漁村の交流を促進するモデルルートの作成等によるグリーンツーリズムを促進します。

● 調査研究機能の充実

- ・ レッドデータブックあいちの定期的見直しなど希少野生動植物の継続的なモニタリング（監視、観察）を行います。
- ・ 愛知県環境調査センターにおける自然環境分野の調査・研究機能を強化します。
- ・ 自然環境分野の情報・資料を収集し、提供できる体制づくりを進めます。

● 総合的・戦略的な施策の推進

- ・ 生物多様性の保全を総合的・戦略的に進めるための先導的な施策の実行計画となる「あいち自然環境保全戦略」を策定・推進します。
- ・ 生物多様性の保全に対する意識の向上を図るとともに、地域が一体となった取組を進めるための契機として、2010年の生物多様性条約第10回締約国会議（COP10）を誘致・開催します。
- ・ 「中部7県自然保護行政連絡会議」等を通じて、自然環境の保全に向け、隣接県等との連携・協力を図ります。

5 環伊勢湾の水循環の再生

【背景】

- 本県の公共用水域の水質は全体的にはしだいに改善されてきていますが、都市とその周辺の中小河川や湖沼、海域では改善が進んでいないところがあります。
- また、森林や農地をとりまく状況の変化等による雨水の保水・かん養機能の低下、都市域での雨水が浸透しにくい面積の増加等による水の流れの分断など、水循環が変化したことにより、都市とその周辺の河川や海域の水質汚濁、生物多様性の喪失、水辺の減少、都市型水害の発生等の問題も生じています。
- さらに、河川等での水質汚濁は、水道水の異臭味等の利水上の問題を引き起こすだけでなく、身近な水辺から人々を遠ざけるなど、水に対する人々の親近感の希薄化を招いています。
- こうした水を巡る様々な課題は、これまでの汚濁物質の排出規制のみに着目した対策という限定的な見方や取組だけでは、常に移動し、形を変えて循環する水についての総合的な問題の解決には不十分であることを示しています。
- このため、これまでの治水、利水、環境等の各分野ごとの対応から、循環する水について、水質だけでなく、水量や水辺環境等の水環境を全体で捉えるとともに、環境だけではなく治水、利水等を含めた、水をとりまく総合的な視点に立ち、県民、事業者、民間団体、行政といった水にかかわるすべての主体が、同じ目標に向かい連携して対応する必要があります。

【目指す姿】

- 安全で安心な生活用水、工業用水、農業用水、水産用水が利用できます。
- 水源かん養機能や保水機能が確保され、渇水や水害が少なく、生活や産業を支える水量が確保されています。
- 動植物が、それぞれに適した水環境で生息・生育し、地域に特有の多様な生態系を形づくるとともに、動植物が持っている水質浄化機能が、健全な水循環を支えています。
- 地域の風土の中で醸成され育まれた水にかかわる祭りや風習等の水文化や習俗が保存され、人と水とが親しむ機会が増えています。また、生活や産業での水の使い方を工夫して、身近に水の流れが感じられ、水を大切にする地域づくりが進んでいます。

【具体的な取組】

● きれいな水づくり

- ・ 「全県域汚水適正処理構想」に基づき、下水道、農業集落排水処理施設、合併処理浄化槽等の整備を進めます。
- ・ 富栄養化の原因となる窒素・りん削減を図るため、下水処理場の高度処理対応を進めます。
- ・ 生活排水対策重点地域において、生活排水処理施設の整備を積極的に進めるとともに、生活排水クリーンキャンペーンや水質パトロール事業等の啓発活動を推進します。

- ・ 「水質総量削減計画」に基づき、工場・事業場の水質総量規制等をはじめとする汚濁負荷の低減を図ります。
- ・ 農地や市街地等から降雨等に伴って排出される汚濁負荷量を削減するため、環境保全型農業の推進や市街地における浸透機能の確保等を進めます。
- ・ 三河湾の環境改善シナリオを比較検討し、三河湾里海再生プログラムとして取りまとめるなど、三河湾里海再生を推進します。

● 豊かな水づくり

- ・ 森林や農地の有する水源かん養機能を向上させるために、森林や農地の整備・保全を推進します。
- ・ 「愛知県ため池保全構想」に基づき、ため池の整備・保全・利活用を図ります。
- ・ 雨水貯留・浸透施設や透水性舗装の整備など、都市部における雨水の貯留浸透機能を確保します。
- ・ 水道用水等の効率的利用を推進するとともに、県民等の節水意識の高揚を図ります。

● 多様な生態系を育む水辺づくり

- ・ 自然海岸や干潟・浅場・藻場の保全・再生を進めます。
- ・ 覆砂による底質環境の改善を図ります。
- ・ 多自然川づくり基本指針に基づき、河川環境の整備と保全を進めます。
- ・ 水生生物の調査等を通じて、県民の水辺における生態系保全に対する意識を高めていきます。

● ふれあいの水辺づくり

- ・ ふるさとの川整備事業や水辺プラザ整備事業、水辺スポット整備事業など地域と連携した水辺の交流拠点の整備を推進します。
- ・ 河川、海岸愛護活動報奨制度等により、県民参加の水辺空間の保全を支援します。
- ・ 陸域から流入して海に堆積するごみの問題について、漁業者と連携した対策を推進します。
- ・ 親しみやすい水辺景観の保全や水文化の保存・伝承を推進します。

● 流域が一体となった取組の促進

- ・ 「あいち水循環再生基本構想」に基づき、尾張・西三河・東三河の3地域ごとに、県民や事業者、民間団体、行政からなる「水循環再生地域協議会」を設置し、水循環の再生に向けた行動計画を策定・推進します。
- ・ 「水循環再生地域協議会」において、水循環再生につながるモデル的な取組を進めます。
- ・ 国と東海三県一市で策定した「伊勢湾再生行動計画」を推進します。
- ・ 水源基金による取組など、上・下流域が連携した森林整備を進めます。
- ・ 川等の健康状態を総合的に判断するために作成した「水循環再生指標」を活用した県民参加によるモニタリング活動を推進します。